

議案第 11 号
議決第 号

始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件

始良市国民健康保険税条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

始良市国民健康保険税条例（平成22年始良市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第4条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る資産割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額」に改める。

第5条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第5条の2の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者

に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の１項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,300円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,500円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,200円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,000円

第23条の2中「前条の規定の適用」を「前条第1項の規定の適用」に、「前条第1号中「総所得金額」を「前条第1項第1号中「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項及び第6項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第8項中「第23条」を「第23条第1項」に、「若しくは山林所得金額」を「若しくは山林所得金額」に改める。

附則第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第14項及び第15項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。